

# 電気個別要綱

## (CD特別高圧季節別時間帯別電力)

### I 特別高圧電力

料金は、次のとおりといたします。

#### 1 料金区分

この料金表における季節区分および時間帯区分は、次のとおりといたします。

##### (1) 季節区分

###### イ 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

###### ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

##### (2) 時間帯区分

###### イ ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表（夜間時間扱い日）に定める日の該当する時間を除きます。

###### ロ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表（夜間時間扱い日）に定める日の該当する時間を除きます。

###### ハ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

#### 2 料金

基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の季節別・時間帯別の使用電力量によって算定することとし、ピーク時間に使用された電力量にはピーク時間料金を、夏季の昼間時間に使用された電力量には夏季の昼間時間料金を、その他季の昼間時間に使用された電力量にはその他季の昼間時間料金を、夜間時間に使用された電力量には夜間時間料金をそれぞれ適用いたします。

基本料金	電力量料金			
	ピーク時間 料 金	昼間時間料金		夜間時間 料 金
		夏季	その他季	
契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左	同左	同左
契約書類に記載の通り	同左	同左	同左	同左

## II 自家発補給電力

基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量により、I（特別高圧電力）2（料金）に準じて算定いたします。

基本料金	電力量料金			
	ピーク時間 料 金	昼 間 時 間 料 金		夜 間 時 間 料 金
		夏 季	そ の 他 季	
契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左	同左	同左
契約書類に記載の通り	同左	同左	同左	同左

## III 予備電力

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、次のとおりといたします。

また、電力量料金は、その1月の使用電力量により、I（特別高圧電力）2（料金）に準じて、次のとおりとし、常時供給分とあわせて算定いたします。

	基本料金	電力量料金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき
予備線の場合	契約書類に記載の通り	同左
予備電源の場合	契約書類に記載の通り	同左

## 附 則

### 1 実施期日

この個別要綱は、2019年10月1日から実施いたします。

### 2 この個別要綱の実施にともなう切替措置

- (1) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年10月1日から同月31日までの間に実施された検針により計量および算定された使用電力量にもとづいて算定される料金については、消費税率（消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。）を8パーセントとして算定いたします。
- (2) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年11月1日以降に実施された検針により計量および算定された使用電力量にもとづいて算定される料金については、次の算式により算定いたします。

(算 式)

$$\begin{aligned} \text{料金}^{*1} = & \text{(イ) 消費税率を8パーセントとして算定した料金}^{*2} \times \alpha \\ & + \text{(ロ) 消費税率を10パーセントとして算定した料金}^{*3} \times (1 - \alpha) \end{aligned}$$

※1 各項の算定においては、1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨ていたします。

※2 (イ)の料金の算定上、基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価については、消費税率8パーセントの単価を適用いたします。

※3 (ロ)の料金の算定上、基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価については、消費税率10パーセントの単価を適用いたします。

(備 考)

$\alpha$  = 前回確定日\*から起算して2019年10月31日までの期間の月数\*\* / 前回確定日\*から起算して2019年10月1日以後最初の検針日の前日までの期間の月数\*\*

\* 前回確定日とは、2019年9月30日以前の検針日のうち最後のもの（検針日がない場合は新たに電気の使用を開始した日）をいいます。

\*\* 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは1月といたします。

## 別表（夜間時間扱い日）

夜間時間扱い日とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。